

「日本標準職業分類」について

1. 日本標準職業分類とは

- ・ わが国では、国や地方公共団体が実施する統計調査の結果について、職業別に集計や表示する場合に、公的統計間の統一性または総合性を確保するために、「日本標準職業分類」を使用することが求められています。
- ・ 日本標準職業分類は、平成 21（2009）年 12 月に統計法第 28 条第 1 項の規定に基づく統計基準として総務大臣が公示し、平成 22（2010）年 4 月より施行されています。
- ・ 職業分類は、統計資料だけでなく、職業紹介事業等で利用される「厚生労働省編職業分類」の分類が準拠する基準にもなっています。

2. 日本標準職業分類の分類表

- ・ 分類表は、大分類、中分類、小分類の 3 段階で構成されており、大分類は次の 12 項目に分類されています。

大分類	
A 管理的職業従事者	G 農林漁業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	H 生産工程従事者
C 事務従事者	I 輸送・機械運転従事者
D 販売従事者	J 建設・採掘従事者
E サービス職業従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者
F 保安職業従事者	L 分類不能の職業

3. 日本標準職業分類における介護福祉士の位置づけ

- ・ 大分類「B 専門的・技術的職業従事者」をみると、中分類「社会福祉専門職業従事者」のなかで、4つの小分類「福祉相談指導専門員」「福祉施設指導専門員」「保育士」「その他の社会福祉専門職業従事者」があり、それぞれの例示として、老人福祉施設長や保育所保育士等が示されています。しかし、介護福祉士を示す名称の記載はありません。
- ・ 介護職は、大分類「E サービス職業従事者」に位置づけられている状況です。中分類「介護サービス職業従事者」のなかで、2つの小分類「介護職員（医療・福祉施設等）」「訪問介護従事者」があり、それぞれの例示として、介護職員（医療・福祉施設等）や訪問介護員等として示されています。
- ・ 資格の扱いについては、「日本標準職業分類の一般原則」において、「公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。」とされています。